平成３０年（フ）第６号
高知県土佐清水市以布利83番地５、旧住所高知県土佐清水市浦尻９番103号
債務者　荒尾　福松
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第１２号
佐賀県唐津市鏡4632番地７
債務者　持永　大祐
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第１３号
佐賀県唐津市橋本町949番地第２、住民票上の住所佐賀県唐津市橋本町949番地１
債務者　深川　　繁（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３３０号
宮崎市吾妻町158番地　チサンマンション宮崎102号
債務者　中栖　千晶
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３１号
宮崎市大塚台西３丁目30番地３
債務者　黒木　敏夫
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
茨城県鹿嶋市大字宮津台4712番地32（ミストラルＤ201）
債務者　髙野奈緒子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第５６号
熊本市中央区京町１丁目７番９号　Ｂ―201、前住所大阪府豊中市春日町２丁目５番54―301号
債務者　橋口　文太
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６３号
熊本市西区池田３丁目48―13　アペックス105号、住民票上の住所熊本市南区城南町さんさん２丁目17番地12
債務者　坂本　　将
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５１号
熊本市中央区帯山１丁目８番35号　シャインロード帯山310
債務者　山田英一朗
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０号
山口県宇部市大字東岐波1381番地７　グループホームうらら、従前の住所山口県宇部市川添２丁目１番46―102号　サンエルム
債務者　野邑　泰子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第８７号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番３―105号
債務者　吉村　　眞
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
長崎県長崎市中里町432番地６
債務者　平野　友香
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２９号
長崎県長崎市毛井首町237番地　Ｉ―503
債務者　田口あゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４５号
長崎県長崎市西山１丁目24番２―203号
債務者　伊藤　秀男
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４６号
長崎県長崎市西山１丁目24番２―203号
債務者　伊藤智優美
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４９号
長崎県長崎市錦２丁目21番５―102号、旧住所長崎県長崎市錦２丁目12番２号
債務者　伊井　政博
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係